

## 学校生活の留意点

川西明峰高等学校の生徒として、学校生活の留意点をきちんと理解し遵守すること。

- 1 校舎内は静肅にし、明るく挨拶する。
- 2 自習時間は他に迷惑をかけないようにし、自学自習の習慣を身につける。
- 3 学校生活時は登下校時を含めて、服装はすべて制服着用とし、常に質素と清潔を旨とする。

### (1) 冬 服

本校指定のブレザー、カッターシャツまたはブラウス、ネクタイまたはリボン、ズボンまたはスカート。本校指定のセーターまたはベストの着用可。ソックス。

### (2) 合 服

本校指定の夏服・冬服どちらでも着用可。(ノーネクタイ・ノーリボン可)

本校指定のセーターまたはベストの着用可。

### (3) 夏 服

本校指定の学年色ラインポロシャツ、ズボンまたはスカート、ソックス

### (4) 備考 ①ルーズソックスの着用は禁止する。

②スカート丈は膝が隠れる程度とする。

- 4 通学靴、通学鞄については、制服の品位を損なう恐れのあるものの使用を禁止する。  
(サンダル、スリッパを禁止する。)
- 5 頭髪は清潔を心がけ、パーマ、染色、脱色、付け毛は禁ずる。
- 6 ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品の着用、化粧、マニキュア、カラーコンタクト、タトゥー類は禁ずる。
- 7 登校後は授業終了まで許可なく外出しない。
- 8 授業時間を厳守し、遅れることのないよう心がける。欠席・遅刻・早退の場合はその都度速やかに担任に届け、特に、急に欠席・遅刻せざるを得ない場合は、当日朝学校へ保護者から電話連絡を必ずしてもらう。遅刻の際には、その理由の如何にかかわらず入室許可証の発行を受けてから教室に入る。
- 9 原動機付き自転車、自動二輪、自動車等での通学は禁止する。最寄駅またはバス停からの徒步通学とし、特に届出て許可された場合のみ自転車での通学を認める。自転車通学者は、自転車交通ルールの講習会等を受け、本校自転車通学生心得を熟知し、これを遵守しなければならない。万一、不注意による事故を起こしたり、自転車通学心得に違反したときは、自転車通学許可を取り消すことがある。
- 10 原動機付き自転車、自動二輪、自動車の免許の取得を禁じる。やむを得ない事情がある場合にのみ保護者、担任で協議の上で、許可される場合がある。
- 11 遺失物、拾得物は必ず担当の教員に届出る。盗難にあった場合も同様である。盗難の予防には一人一人が注意し、貴重品袋も活用する。
- 12 合宿等は所定の手続きを経て行う。

1 3 部活動は規則正しくおこない、その規定時間については、夏季（1月20日～10月19日）は18：00まで、冬季（10月20日～1月19日）は17：30までとする。なお、規定時間を延長する場合は所定の手続きを取ること。時間延長を許可する場合は、原則として次の場合とする。

（1）条件 大会当日2週間前、学期ごとの強化練習（3週間以内）

（2）時間 夏季・冬季とも18：30までとする

1 4 早朝練習は7：30～8：30までとし、定期考查中は行わない。

1 5 定期考查1週間前および定期考查中は、公式大会前に限り、部活動停止期間中特別練習許可申請書を生徒指導部に提出し、所定の手続きを取ったうえで1時間程度の活動を行うことができる。

1 6 校内での集会・募金・掲示・貼紙・陳列・配布等をするときは所定の手続きを取る。

1 7 アルバイトは原則として禁止する。特にやむを得ない事情のある場合は必ず担任に相談し、保護者、学校、当該事業所三者の密なる連絡のもとに許可されるものとする。

1 8 校舎、校具を汚損、破損した場合は、必ず、担任か係の教員に届出る。

1 9 教科活動、部活動に必要でない貴重品、娯楽品、雑誌、楽器、携帯音楽プレーヤー等を学校へ持ってきてはいけない。

2 0 喫煙（電子タバコ類を含む）、飲酒（ノンアルコール飲料等を含む）、窃盗、暴力行為、交通違反等、薬物乱用の違法行為は厳禁とする。

2 1 学校内においては選挙運動や政治的活動、またそれに関する集会等は、禁止する。

2 2 放課後や休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動等は、保護者の責任において行うものとする。ただし、違法なもの若しくは暴力的なものの場合、又は、学業に著しく影響を及ぼす場合は、適切な指導と助言を行う。

（2019年一部改）

